

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）（抄）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活 動	基 準
(略) 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動	(略) 一 申請人が本邦の公私の機関の外国にある事業所又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）で定める外国の公私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。 二 申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 三 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されているこ

と。

四 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。

五 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習（本邦外において実習実施機関（本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人）又は個人をいう。以下同じ。）が実施する講習を含む。次号において同じ。）に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれる事。

イ 申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関（以下「送出し機関」という。）

ロ 実習実施機関

六 実習実施機関と送出し機関の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

七 実習実施機関が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ 講習の科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語

(2) 本邦での生活一般に関する知識

(3) 出入国管理及び難民認定法、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者が講義を行うものに限る。）

-
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識

ロ 実習実施機関が本邦において実施する講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一以上であること。ただし、申請人が次のいずれかに該当する講習又は外部講習を受けた場合は、十二分の一以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあつては、八時間とする。

- (1) 過去六月以内に実習実施機関が本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの

- (2) 過去六月以内に外国の公的機関若しくは教育機関又は第一号に規定する本邦若しくは外国の公私の機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る外部講習（座学（見学を含む。）によるものに限る。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（実習実施機関においてその内容が講習と同等以上であることを確認し
-

たものに限る。)

ハ 本邦における講習が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する期間内に行われること。ただし、イの(3)の科目に係る講習については、申請人が実習実施機関において講習以外の技能等の修得活動を実施する前に行われること。

八 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であると。

九 申請人が従事しようとする技能実習が実習実施機関の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの(以下「技能実習指導員」という。)の指導の下に行われること。

十 実習実施機関に申請人の生活の指導を担当する職員(以下「生活指導員」という。)が置かれていること。

十一 申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生(法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)の人数が当該機関の常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この号において同じ。)の総数の二十分の一以内であること。ただし、法務大臣が告示をもって定める技能実習にあつ

ては、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り捨てた人数とする。）の範囲内であること。）

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
三百人以上	常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
五十人以下	三人

十二 実習実施機関が、技能実習生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

十三 実習実施機関が講習を実施する施設を確保していること。

十四 実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十五 実習実施機関が、申請人が雇用契約に基づいて技能等の修得活動を開始する前に、その事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

十六 実習実施機関が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十七 実習実施機関が技能実習（実習実施機関が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十八 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が外国人の技能実習に係る不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第八号イ(3)を除き、以下同じ。）で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

	外国人の技能実習に係る不正行為	イ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間
ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	ハ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	五年間
ニ イからハまでに掲げるもののほか、実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の人権を著しく侵害する行為	五年間	ホ 実習実施機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使	五年間

	し、又は提供する行為	
	へ 実習実施機関において、第五号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第六号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）	三年間
	ト 実習実施機関において、受け入れた技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させる行為	三年間
	チ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	三年間
	リ 実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	三年間
又	実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の二第一	三年間

項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）

ル 実習実施機関において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為
三年間

ヲ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このヲにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このヲにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上四十九人以下	十人

十九人以下
受入れ総数の二分の一

<p>ワ 実習実施機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること</p>	<p>三年間</p>
<p>カ 実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ヨ この表（タを除く。以下このヨにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十六号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為（同表ソ及びツに係るものを除く。）又は法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第十号の表の上欄に掲げる外国人の研修に係る不正行</p>	<p>三年間</p>

為（研修の適正な実施を妨げるものに限る。以下「研修の表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為（同表ヨに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと

タ 実習実施機関において、技能実習（実習実施機関が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為

一年間

十九 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為、技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正

行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十一 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が次に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

イ 法第七十三条の二から第七十四条の八までの規定

ロ 労働基準法第一百七十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに労働基準法第百十八条第一項（同法第六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第百二十一条の規定

ハ 船員法（昭和二十二年法律第百号）第三百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）、第三百三十一条第一号（同法第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第二号の規定並びに当該規定に係る同法第三百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項又は船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）

ニ 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

二十二 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

	<p>二十三 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>
<p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動</p>	<p>一 申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによつて修得できるものではないこと。</p> <p>二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。</p> <p>三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。</p> <p>四 申請人が本邦において修得しようとする技能等を要する業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は申請人が当該技能実習に従事</p>

することを必要とする特別な事情があること。

五 申請人が国籍又は住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けて技能等を修得しようとする者であること。

六 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習（本邦外において監理団体（技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）が実施する講習を含む。次号において同じ。）に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

イ 送出し機関

ロ 監理団体

ハ 実習実施機関

ニ 技能実習の実施についてあつせんを行う機関（監理団体を除く。以下この欄において「あつせん機関」という。）

七 前号イからニまでに掲げる機関相互の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

八 監理団体が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ 講習の科目が次に掲げるものであること。

- (1) 日本語
- (2) 本邦での生活一般に関する知識
- (3) 出入国管理及び難民認定法、労働基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（監理団体又は実習実施機関に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識

ロ 監理団体が本邦において実施する講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一以上であること。ただし、申請人が次のいずれかに該当する講習又は外部講習を受けた場合は、十二分の一以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあつては、八時間とする。

(1) 過去六月以内に監理団体が本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの

(2) 過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る外部講習（座学（見学を含む。））によるものに限る。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（監理団体においてその内容が講習と同等以上であることを確認したものに限る。）

ハ 本邦における講習が、申請人が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に行われること。

九 監理団体が、技能実習生が上欄の活動を終了して帰国した場合又は上欄の

活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策（上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合に限る。）を報告することとされていること。

十 監理団体が講習を実施する施設を確保していること。

十一 監理団体又は実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十二 監理団体又は実習実施機関が、申請人が技能等の修得活動を開始する前に、実習実施機関の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

十三 監理団体が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十四 監理団体が講習の実施状況に係る文書を作成し、その主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十五 監理団体が技能実習に係るあっせんに関して収益を得ないこととされていること。

十六 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の技能実習に係る不正行為		期間
イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間	五年間
ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	五年間
ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	五年間	五年間
ニ イからハまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつ	五年間	五年間

<p>せんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為</p>	<p>ホ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	<p>五年間</p>
<p>ヘ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、第六号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第七号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>ト 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした技能実習生を第八号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為</p>	<p>三年間</p>
<p>チ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、受け</p>	<p>三年間</p>	

<p>入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	
<p>リ 監理団体又は実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>又 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ル 監理団体において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>三年間</p>

ヲ 監理団体において、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号。以下「団体要件省令」という。）第一条第三号、第四号、第六号及び第八号（文書の作成及び保管に係る部分を除く。）に規定する措置を講じないこと

ワ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このワにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このワにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（監理団体又は実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上四十九人以下	十人

三年間

三年間

十九人以下
受入れ総数の二分の一

<p>カ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること</p>	<p>三年間</p>
<p>ヨ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>タ 営利を目的とするあつせん機関において、技能実習に関しあつせんを行う行為又は監理団体若しくは営利を目的としないあつせん機関において、技能実習に関して収益を得てあつせんを行う行為</p>	<p>三年間</p>
<p>レ この表（ソ及びツを除く。以下このレにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表ヨに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局</p>	<p>三年間</p>

から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと

ソ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習（監理団体が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為

一年間

ツ 監理団体において、技能実習生が技能実習の活動を終了して帰国した場合の地方入国管理局への報告を怠る行為

一年間

十七 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十八 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十九 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第一号イの項」という。）の下欄第二十一号イから二までに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

二十 監理団体の役員又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

二十一 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

二十二 申請人が従事しようとする技能実習が技能実習指導員の指導の下に行われること。

二十三 実習実施機関に生活指導員が置かれていること。

二十四 監理団体が団体要件省令第一条第一号ハ（社団であり、かつ、実習実

施機関が当該団体の社員で中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者である場合を除く。）又はへ（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものを除く。）のいずれかに該当する場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下次号、第二十六号、第二十八号及び第二十九号において同じ。）の総数の二十分の一以内であること。

二十五 監理団体が団体要件省令第一条第一号イ、ロ又はハ（社団であり、かつ、実習実施機関が当該団体の社員で中小企業基本法第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者である場合に限る。）のいずれかに該当する場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた人数とする。以下同じ。）の範囲内であること。

二十六 監理団体が団体要件省令第一条第一号ニ又はハ（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものに限る。）に該当する場合は、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が法人である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が法人でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

二十七 監理団体が団体要件省令第一条第一号ホに該当する場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものであるときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生（法別表第一の二の表の技能

実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)の人数が各漁船につき二人以内であること。

ロ 申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生の人数が各漁船につき実習実施機関の乗組員(技能実習生を除く。)の人数を超えるものでないこと。

ハ 技能実習指導員が毎日一回以上、各漁船における技能実習の実施状況を確認し、無線その他の通信手段を用いて監理団体に対して報告することとされていること。

ニ 申請人が毎月(技能実習が船上において実施されない月を除く。)一回以上、技能実習の実施状況に係る文書を監理団体に提出することとされていること。

ホ 監理団体がハの報告及びニの文書により、技能実習が適正に実施されていることを確認し、その結果を三月につき少なくとも一回当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。

ヘ 監理団体がハの報告について記録を作成し、ニの文書とともにその主たる事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

二十八 監理団体が団体要件省令第一条第一号ホに該当する場合であつて、技

能実習の内容が船上において漁業を営むものでないときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が法人である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員
の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が法人でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

二十九 監理団体が団体要件省令第一条第一号トに該当する場合であつて、当該団体の監理の下に法務大臣が告示をもつて定める技能実習を行うときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が農業を営む機関（法人を除く。）又は漁業を営む機関でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事

する者に限る。)の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が農業を営む機関(法人を除く。)である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生(法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)の人数が二人以内であること。

ハ 実習実施機関が漁業を営む機関である場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものであるときは、第二十七号の要件に適合すること。

ニ 実習実施機関が漁業を営む機関である場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものでないときは、前号の要件に適合すること。

三十 実習実施機関が技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

三十一 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に

掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十二 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十三 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

三十四 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日

後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

三十五 あっせん機関がある場合は、当該機関が営利を目的とするものでなく、かつ、技能実習に係るあっせんに関して収益を得ないこととされていること。

三十六 あっせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十七 あっせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十八 あっせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

<p>法別表第一の四の表の</p>	<p>(略)</p>
<p>一 申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得で</p>	<p>(略)</p> <p>つた日から五年を経過していること。</p> <p>三十九 あつせん機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。</p> <p>四十 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>

研修の項の下欄に掲げる活動

きるものではないこと。

二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。

四 申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「研修指導員」という。）の指導の下に行われること。

五 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあつては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。

イ 申請人が、我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合

ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合

ハ 申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合

ニ 申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合

ホ 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合

ヘ イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が次のいずれにも該当するとき。

(1) 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関（以下この欄において「あつせん機関」という。）が宿泊施設を確保していることを含む。）。

-
- (2) 研修生用の研修施設を確保していること。
- (3) 生活指導員を置いていること。
- (4) 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（あつせん機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。
- (5) 研修施設について労働安全衛生法の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。
- ト 申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当するとき。
- チ 申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。
- (1) 申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。
- (2) 受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当すること。
- 六 受入れ機関が、研修生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が
-

生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

七 受入れ機関又はあつせん機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

八 受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から一年以上保存することとされていること。

九 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあつては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。ただし、申請人が、次のいずれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の四分の三以下であるとき又は次のいずれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の五分の四以下であるときは、この限りでない。

イ 申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を四月以上行うことが予定されている場合

ロ 申請人が、過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（受入れ機関においてその内容が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合

十 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が外国人の研修に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の研修に係る不正行為		期間
イ 受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間	
ロ 受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	
ハ 受入れ機関において、受け入れた研修生に支給する手当の	五年間	

<p>一部又は全部を支払わない行為</p>	<p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした研修生の人権を著しく侵害する行為</p>	<p>五年間</p>
<p>ホ 受入れ機関又はあつせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の研修に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	<p>五年間</p>	
<p>ヘ 受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした研修生の研修に係る手当又は実施時間について研修生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>	

<p>ト 受入れ機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した研修計画と著しく異なる内容の研修を実施し、又は当該計画に基づく研修を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>チ 受入れ機関又はあつせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に研修を実施させる行為又は当該他の機関において、研修を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>リ 受入れ機関において、研修計画に定める研修時間を超えて実務研修を実施する行為</p>	<p>三年間</p>
<p>又 受入れ機関において、研修の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>三年間</p>
<p>ル 受入れ機関において、受け入れた研修生（技能実習生を含む。以下このルにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期</p>	<p>三年間</p>

間に受け入れられ又は雇用されていた研修生の総数をいう。以下このルにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（受入れ機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上四十九人以下	十人
十九人以下	受入れ総数の二分の一

ヨ 受入れ機関又はあっせん機関において、外国人に法第二十条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること

ワ 営利を目的とするあっせん機関において、研修に関してあつせんを行う行為又は営利を目的としないあっせん機関において、研修に関して収益を得てあっせんを行う行為

カ この表（ヨを除く。以下このカにおいて同じ。）に掲げる

三年間	三年間	三年間
-----	-----	-----

外国人の研修に係る不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表ソ及びツに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと

ヨ 受入れ機関において、研修の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為

一年間

十一 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十二 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為

為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十三 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

十四 受入れ機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の研修又は技能実習の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの下欄に掲げる期間を経過していること。

十五 あつせん機関がある場合は、当該機関が営利を目的とするものでなく、かつ、研修に係るあつせんに関して収益を得ないこととされていること。

十六 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が研修の表に掲げ

る不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行ったことがあるときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十七 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けたときは、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十八 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがあるときは、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

(略)	
(略)	<p>十九 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の研修又は技能実習の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行っていたときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。</p> <p>二十 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>

附 則

第一条 この省令は、平成二年六月一日から施行する。

第二条 この省令の定める基準は、申請人が出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第七十九号）による改正前の法第四条第三項の証明書を所持する者、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（平成二年法務省令第十五号）による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第六条第一項ただし書の文書を所持する者又はこの省令の施行前に査証を受けた旅券を所持する者である場合は、適用しない。

附 則（平成二十一年十二月二十五日法務省令第五十号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第六条に規定する在留資格認定証明書の交付については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二

号の基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項に掲げる規定を適用する。

第三条 施行日前に申請され、施行日後に交付されることとなる在留資格認定証明書に係る出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準のうち、改正法施行前の法別表第一の四の表の研修の在留資格（次条において「旧研修の在留資格」という。）に係るものについては、新基準省令の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、なお従前の例による。

一 新基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イからチまでに掲げる場合

二 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれていない場合

三 前二号に掲げるもののほか、施行日の三月前の日前に、施行日前に法第六条第二項の申請を行うことを予定して在留資格認定証明書の交付の申請がなされている場合

第四条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者（前条各号のいずれかに該当する場合に限る。）及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（同条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六条第二項の申請を行ったものに係る法第七条第一

項第二号の基準のうち、旧研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 施行日前に行われた外国人の技能実習又は研修に係る不正行為については、新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行の際現に法別表第一の四の表の研修の在留資格をもって在留する外国人（附則第三条第一号及び第二号に掲げる場合を除く。）は、新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号及び法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第二十四号から第二十九号までの適用については、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）をもって本邦に在留する技能実習生とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人は、新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号及び第十八号、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十六号及び第二十四号から第二十九号まで並びに法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第十号の適用については、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）をもって本邦に在留する技能実習生とみなす。